

I 営農活動への支援 (環境にやさしい農業への支援)

支援の要件

営農活動への支援は、地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動とあわせて取り組む場合に支援を受けることができます。(→ II、III)

- ① まず、集落などで話し合って、環境のためにできることをみんなで取り組んでみましょう(集落等の「区域全体」での取組)。

集落での話し合い



取組の例



たい肥の散布



浅水代かきによるにぎり水の流出の抑制

支援対象の要件

- ✓ 地域の8割以上の農業者が地域で決めた取組を実施すること

- ② そして、化学肥料と化学合成農薬の使用を大幅に減らす取組に地域でまとまりをもってチャレンジしてみましょう。



側条施肥田植えによる化学肥料の低減



緑肥のすき込みによる土づくり



フェロモン剤の利用による化学合成農薬の低減

支援対象の要件 (全て満たすことが必要です)

- ✓ 化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上減らすこと
✓ エコファーマーの認定を受けていること
✓ 地域で一定のまとまりをもった取組であること



まとまり要件 (取組実態に応じて次のどちらかを選択)

- 各作物ごとにみて…集落等の生産者のおおむね5割以上
○ 作物全体でみて…集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上

支援の内容

集落等の「区域全体」での取組に対して、技術の実証、検討などの推進活動に必要な経費を支援します。

■ 営農基礎活動支援

(地域全体で環境負荷低減に向けた取組を進めるための活動に対する支援)

例えば、

- ・ 技術研修会などの開催
- ・ 技術実証ほの設置
- ・ 技術マニュアルの作成 等



集落等を単位とする支援
(1地区当たりの支援額(国と地方の合計): 20万円)

集落等を単位
とした支援

①、②を併せて
行う区域に支援

「まとまりをもった化学肥料や化学合成農薬の大幅低減の取組」に対して、技術の導入に係る経営コストの掛かり増しに着目し、取組面積に応じて支援します。

■ 先進的営農支援

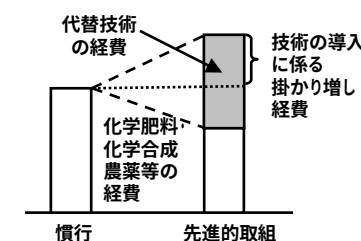
(技術の導入に対する支援)

$$\text{支援単価 (〇〇円/10a)} \times \text{取組面積} = \text{交付額 (取組農家への配分可)}$$

10a当たり支援単価 (国と地方の合計)

作物区分	10a当たり単価 (円/10a)
水稻	6,000 円
麦・豆類	3,000 円
いも・根菜類	6,000 円
葉茎菜類	10,000 円
果菜類・果実の野菜	18,000 円
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000 円
果樹・茶	12,000 円
花き	10,000 円
上記の区分に該当しない作物	3,000 円

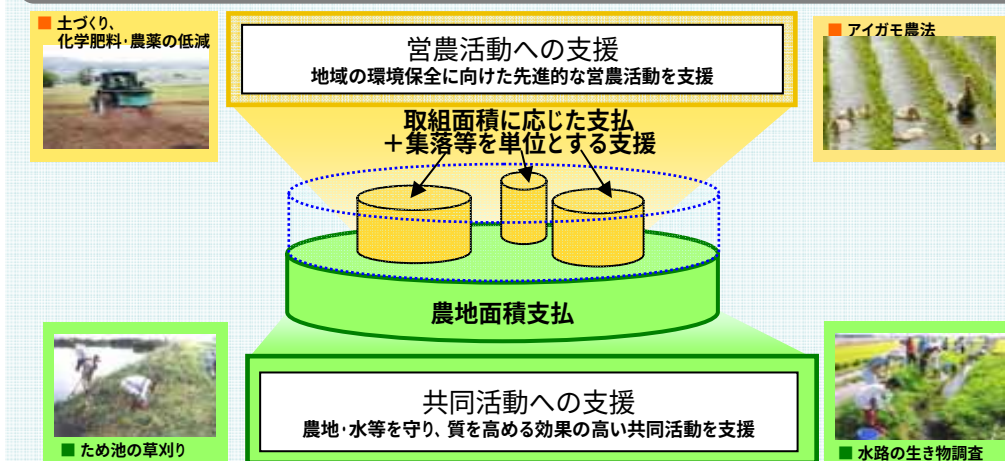
○ 支援単価は技術の導入に係る掛かり増し経費に着目して設定



取組面積に
応じた支援

II 農地・水・環境保全向上対策の仕組み

営農活動への支援は、地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動とあわせて取り組む場合に支援を受けることができます。



III 共同活動への支援（農地・水等を守る活動への支援）

農業者以外の者（組織）を含めた活動組織をつくり、地域で話し合って、計画をたて、実践活動を行うことで支援が受けられます。

		点検・準備	計画・啓発	実践活動	
活動実践のイメージ	一定以上の活動項目を選択して取り組む	農村環境向上活動 (生態系保全、景観形成など農村の環境を良くする活動)	地域住民やNPO等と交えた話し合い	地域全体への啓発・普及	生き物調査の実施 水路沿いに花の植付 ...
		農地・水向上活動 (施設の長寿命化につながるきめ細かな保全管理)	施設の寿命を縮める劣化がないか点検	きめ細かな補修、保全の役割分担	破損部分をこまめに補修 ゲートの保守管理の徹底 ...
	全ての活動項目に取り組む	資源の適切な保全管理 (維持保全のために必要な基礎的な活動)	施設の機能に支障が生じていないか点検	実践活動の年間計画を策定	水路の江ざらい、草刈り 農道への砂利の補充 ...

*お問い合わせ先**

農林水産省 東京都千代田区霞が関1-2-1 (代表) 03-3502-8111
 農地・水・環境保全向上対策室 (電話) 内線4965、4955
 環境保全型農業対策室 (電話) 内線3563、3565
http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html

農業者のみなさまへ

環境にやさしい農業を地域で進めよう
 ～ 農地・水・環境保全向上対策の紹介 ～



平成19年度から開始する農地・水・環境保全向上対策において、**化学肥料、化学合成農薬を大幅に低減する取組を支援します。**

具体的には、

- ① 集落等の「**区域全体**」での取組に対して、**技術の実証、検討などの推進活動に必要な経費を支援します** (②とセットです)。
- ② 「**まとまりをもった化学肥料や化学合成農薬の大幅低減の取組**」に対して、技術の導入に係る経営コストの掛かり増しに着目し、**取組面積に応じて支援します。**

平成18年9月 農林水産省